

15. 税金の控除・減免について

種類	内容	金額	問合せ
所得税	【障害者控除】 本人、控除対象配偶者、扶養親族が 身障手帳3～6級 療育手帳B 精神障害者保健福祉手帳2～3級	所得控除27万円	八女税務署 《TEL》0943- 23-5191
	【特別障害者控除】 本人、控除対象配偶者、扶養親族が 身障手帳1、2級 療育手帳A 精神障害者保健福祉手帳1級	所得控除40万円	
	【同居特別障害者控除】 控除対象配偶者又は扶養親族が同居 の特別障害者に該当する場合	所得控除75万円	
住民税	【障害者控除】 所得税の内容と同じ	所得控除26万円	税務課 市民税担当 《TEL》0942- 65-7012
	【特別障害者控除】 所得税の内容と同じ	所得控除30万円	
	【同居特別障害者控除】 所得税の内容と同じ	所得控除53万円	
事業税	重度の視覚障害者 (両眼の矯正視力が0.06以下)の方 が行うあんま・鍼・灸・マッサージ等医 業に類する事業	非課税	福岡県久留米県 税事務所 《TEL》0942- 30-1014
定期預金 等の利子 の非課税	身体障害者手帳の所持者等 療育手帳の所持者等 精神保健福祉手帳の所持者等	350万円まで 非課税	ゆうちょ銀行 その他の 金融機関
相続税	【障害者控除】 所得税の内容と同じ	控除額 (85歳－障害者の 年齢)×10万円	八女税務署 《TEL》0943- 23-5191
	【特別障害者控除】 所得税の内容と同じ	控除額 (85歳－障害者の 年齢)×20万円	
贈与税	身体障害者・知的障害者・精神障害者 に対する贈与のうちで、信託銀行に一 定条件の下に信託する場合	3,000万円 (特別障害者は 6,000万円)まで 非課税	八女税務署 《TEL》0943- 23-5191

○自動車税・自動車取得税・軽自動車税の減免について

<p>障害者本人もしくは生計を同じくする家族の方が運転し、障害者の通院・通学・生業等、日常生活のために使用する車について自動車税、軽自動車税が減免されます。</p> <p>※減免申請の受付期限は、納税通知書(納付書)が届いてから納期限までです。</p>	
問合せ	○軽自動車税(種別割) 税務課 管理担当 《TEL》0942-53-4113
	○上記以外 福岡県久留米県税事務所 《TEL》0942-30-1026 福岡県筑後県税事務所 《TEL》0942-52-5131

障害名		障害の級別	
		本人運転 ※1	生計同一運転 ※2
視覚障害	軽自動車 (種別割)	2級の3、2級の4 3級の3、3級の4	1～3級、4級の1
	上記以外	2級の3、2級の4 3級の3、3級の4	1～3級、4級の1
聴覚障害		2、3級	2、3級
平衡機能障害		3級	3級
音声・言語・ そしゃく機能障害		3級	3級
上肢障害		1、2級	1、2級
下肢障害		1～6級	1～4級
体幹障害		1～3級および5級	1～3級
乳幼児期以前の非 進行性脳病変によ る運動機能障害	上肢機能	1、2級	1、2級
	移動機能	1～6級	1～4級
内部機能障害 ※3		1、3級	1、3級
肝臓障害		1～3級	1～3級
免疫機能障害		1～3級	1～3級
知的障害		療育手帳 A1、A2、A3(A含む)、B1 ※4	
精神障害		精神障害者保健福祉手帳1級	

(注)

- ※1. 障害者手帳をお持ちの方が車を所有し、運転される場合。
- ※2. 障害者手帳をお持ちの方と生計を同じくする家族の方が、車の所有、運転のいずれか又は両方の場合など。
- ※3. 内部機能障害とは心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸機能障害。
- ※4. 知的障害B判定については障がい者更生相談所、児童相談所等からB1である証明が必要です。
- 減免を受けることができるのは、手帳をお持ちの方1人につき1台(軽自動車含む)のみ。また、自動車検査証に事業用と記載されているものは、対象外です。
- 複数の障害がある場合は、それぞれの障害の等級区分で判断します。(担当部署までご確認ください)